粉じん作業特別教育のご案内

主催（一社)名古屋南労働基準協会

労働安全衛生法第５９条第３項および労働安全衛生規則３６条および粉じん障害防止規則第２２条に基づく粉じん作業特別教育を開催しますので、常時特定粉じん作業に従事する方は受講されますようご案内致します。

労働安全衛生法第五十九条
３　事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則第三十六条
法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は次のとおりとする。
二十九　粉じん障害防止規則第二条第一項第三号の特定粉じん作業に係る業務
☆特定粉じん作業　　粉じん作業のうち、その粉じん発生源が特定粉じん発生源であるものをいう☆

粉じん障害防止規則第二十二条
事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、特別の教育を行わなければならない。

日　時　①~~２０２６年　８月　５日(水)　９:３０～１５:３０~~ 満席
②２０２６年　１１月　６日(金)　９:３０～１５:３０
③２０２７年　２月開催予定　９:３０～１５:３０

会　場　(一社)名古屋南労働基準協会２階教室
地下鉄名港線「港区役所」駅　１番出口より東進徒歩５分

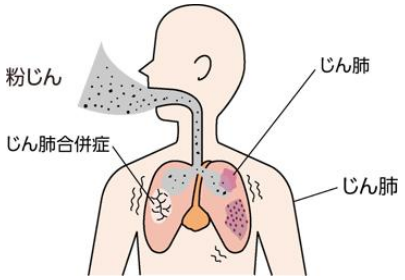

受講料　会員　7,300 円　非会員　9,200 円　（テキスト･税込）

申込方法　下記申込書を Fax 下さい。
ホームページ『名古屋東労働基準協会』から WEB 申込みも可能です。

名古屋東労働基準協会　TEL052(890)4466　Fax052(890)4477

支払方法　講習開始１０営業日前までに現金または銀行振込にてお支払いください。

＜振込先＞
三菱ＵＦＪ銀行　堀田支店　普通 0656029　名古屋東労働基準協会
振込手数料はご負担ください

※ 講習開始７営業日前を過ぎますと、キャンセル･変更･受講料等の返金はできませんので、ご了承ください

受講希望日に☑　~~□８月５日~~　□１１月６日　□２月	
会社名　　住所　〒 担当者所属　名前　Tel　Fax Mail	
(フリガナ) 受講者氏名 生年月日　年　月　日	(フリガナ) 受講者氏名 生年月日　年　月　日